

関係事業所・施設管理者 各位

大分県社会福祉介護研修センター所長
(公印省略)

令和 8 年度大分県介護支援専門員専門研修（課程Ⅰ及び課程Ⅱ）の
対象者に係る実務経験要件の基準日について

当研修センター事業の推進につきましては、平素から格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、先般、「令和 8 年度大分県介護支援専門員専門研修（課程Ⅰ及び課程Ⅱ）の開催について」及び「令和 8 年度大分県介護支援専門員更新研修（課程Ⅰ及び課程Ⅱ）の開催について」（令和 8 年 3 月 3 日付け大福研発第 431 号大分県社会福祉介護研修センター所長通知）に基づき、開催要綱を送付いたしました。

当該開催要綱においては、「3 対象者」に係る専門研修の実務経験要件の基準日について、「申込日現在まで」と整理しておりますが、従前の取扱いでは、介護支援専門員専門研修課程Ⅰは「5 月 1 日現在まで」、介護支援専門員専門研修課程Ⅱは「8 月 1 日現在まで」を基準日として運用していたところ
です。

このため、基準日の取扱いが従前と相違することにより、一部の対象者において要件を満たしにくい状況が生じ得ることが想定されます。

つきましては、下記のとおり取扱いを緩和し、基準日の取扱いの相違により生じ得る不利益を回避することにより、対象者の利益保護を図ることといたします。

なお、開催要綱の差替えは行いませんが、当該要綱のうち本通知の内容と相違する部分（基準日の取扱いに関する「3 対象者」）については、本通知の定めを優先して適用します。

本件につきましては、関係者及び対象者へ周知いただくとともに、対象要件の確認にあたり、ご留意くださいますようお願いいたします。

あわせて、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 介護支援専門員専門研修（課程Ⅰ及び課程Ⅱ）実務経験要件の基準日と対象者

(1) 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ

介護支援専門員証の有効期間満了日が令和 10 年 1 月以降であって、令和 8 年 5 月 1 日現在において、介護支援専門員として実務に従事している方で、就業後 6 か月以上の方。

ただし、過去に課程Ⅰを修了している方は受講の必要はありません。

(2) 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ

介護支援専門員証の有効期間満了日が令和 10 年 1 月以降であって、令和 8 年 8 月 1 日現在において、介護支援専門員として実務に従事している方で、就業後 3 年以上の方。

ただし、課程Ⅰを修了していることが必要です。

※この場合の「実務」とは、ケアプラン作成業務（介護予防を含む）を指します。事業所又は施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行い、ケアプランの作成を行っていない場合は、実務経験としては認められません。

大分県社会福祉介護研修センター
社会福祉研修部 担当 大城・内田
TEL : 097-552-6888 FAX : 097-552-6868